

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会会議傍聴要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会の会議（以下「会議」という。）の傍聴について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員)

第2条 会議の傍聴人の定員は、会議の都合により、検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）が、別に定めるものとする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、入場させないことがある。

(傍聴の手続き)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、それぞれ次の各号に定める手続きを行わなければならない。

(1) 一般傍聴者は、所定の場所で、自己の住所、氏名を一般傍聴人受付簿（様式第1号）に記入の上、一般傍聴証（様式第2号。以下「傍聴証」という。）の交付を受けなければならない。

(2) 報道関係傍聴者は、所定の場所で、自己の所属する会社名、氏名を報道関係傍聴人受付簿（様式第3号）に記入の上、報道関係傍聴証（様式第4号。以下「傍聴証」という。）の交付を受けなければならない。

2 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴証を胸元等識別しやすい所に着用して傍聴しなければならない。

3 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴証を検討委員会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴席)

第4条 傍聴人は、事務局が指定する傍聴席において、傍聴しなければならない。

2 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分けるものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器、棒その他他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を持っている者

(2) 酒気をおびていると認められる者

(3) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者

(4) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者

(5) 異様な服装をしている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席において次の事項を守らなければならない。

(1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 私語、爆笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。

- (3) 会議の会場において、鉢巻、ゼッケン等を着用し示威的行動をしないこと。
- (4) 飲食及び喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと。
- (7) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りではない。

(職員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときには、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第10条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、必要な措置を講ずることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか傍聴の実施に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会 第 回会議 傍聴人受付簿

(一 般)

受付番号	住 所	氏 名	備 考

※記入された個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に取り扱います。

様式第2号(第3条関係)

令和 年 月 日
第 回 会 議

一般傍聴証

第 号

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会 第 回会議 傍聴人受付簿

(報道関係)

受付番号	所属会社名	氏名	備考

※記入された個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に取り扱います。

様式第4号(第3条関係)

令和 年 月 日
第 回 会 議

報道関係傍聴証

第 号

宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会